

令和4年度中央区成年後見制度利用促進事業報告

I 中央区成年後見制度利用促進事業について	1
1 区の取組について	
2 社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について	
II 目指す姿及び施策の方向性	4
III 令和4年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について	
方向性1 成年後見制度の普及・啓発を推進する。	5
施策1 成年後見制度の普及・啓発	
施策2 成年後見制度の理解向上	
方向性2 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。	13
施策3 相談・支援の体制の強化	
施策4 負担軽減の充実	
施策5 地域連携ネットワークの構築	
方向性3 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。	19
施策6 成年後見等の担い手の確保	
施策7 社会貢献型後見人等候補者の活用	
方向性4 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。	22
施策8 成年後見人等の活動環境の整備	
施策9 成年後見人等への支援	
IV 中央区成年後見制度利用促進審議会の点検・評価	25
V 資料	26
1 中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱	
2 中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱	
3 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿	
4 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱	
5 中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿	

I 中央区成年後見制度利用促進事業について

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進を図っています。

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるため、令和3年4月から社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中心機関と位置付け、業務の一部を委託し、区と社会福祉協議会が一体となって地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

1 区の取組について

(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の運営

区では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度利用促進検討委員会において、成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針を策定し、令和3年3月に「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。（計画期間：令和3年度から5年度まで）

計画策定後は中央区成年後見制度利用促進審議会において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行っていくこととしています。

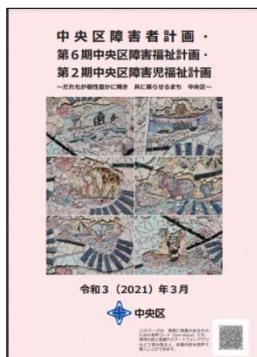
〔実施回数〕 令和4年度：2回

〔委員構成〕 13人（学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員）

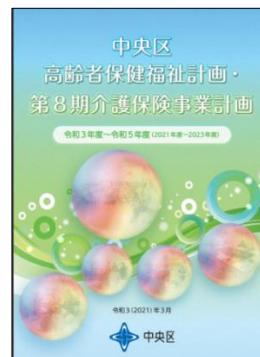
委員名簿についてはP. 28を参照

〔審議事項〕

- ・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること
- ・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること
- ・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと



▲中央区障害者計画・第6期
中央区障害福祉計画・第2期
中央区障害児福祉計画



▲中央区高齢者保健福祉計画
・第8期介護保険事業計画

(2) 成年後見制度利用促進に係る業務委託

社会福祉協議会が実施していた既存の業務に、地域連携ネットワークの構築に係る業務を追加し、令和3年度から委託事業として実施しています。

【主な委託内容】

- ①制度の普及・啓発
- ②相談業務
- ③社会貢献型後見人等（市民後見人等）の養成
- ④社会貢献型後見人等（市民後見人等）の法人後見監督業務
- ⑤申立人・後見人等への支援
- ⑥地域連携ネットワークの構築
- ⑦権利擁護支援推進協議会の運営

(3) 成年後見制度費用助成事業への補助

社会福祉協議会が実施する成年後見制度費用助成事業に係る事業費を区が補助しています。

(4) 区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び4親等以内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬等の費用を負担することが困難な方に対して、その費用を助成しています。

(5) 権利擁護支援事業への補助

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助しています。

2 社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について

「すてっぷ中央」では、成年後見制度の利用支援や権利擁護支援事業を実施し、高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていくための支援を行っています。

(1) 成年後見利用支援事業

区から委託を受け、弁護士等専門職と連携し高齢者や障害者の権利擁護に関わる総合的な相談窓口として対応するほか、申立ての必要な方に対し、適切な後見人の紹介、申立ての支援等を行っています。また、今後ニーズの高まりが見込まれる社会貢献型後見人の養成・支援を行っています。

(2) 成年後見制度費用助成事業

判断能力が低下した高齢者・障害者で経済的理由により成年後見制度の利用が困難な方に対し、成年後見報酬等の制度利用に係る経費を助成することで区民の権利擁護を図っています。

(3) 権利擁護支援事業

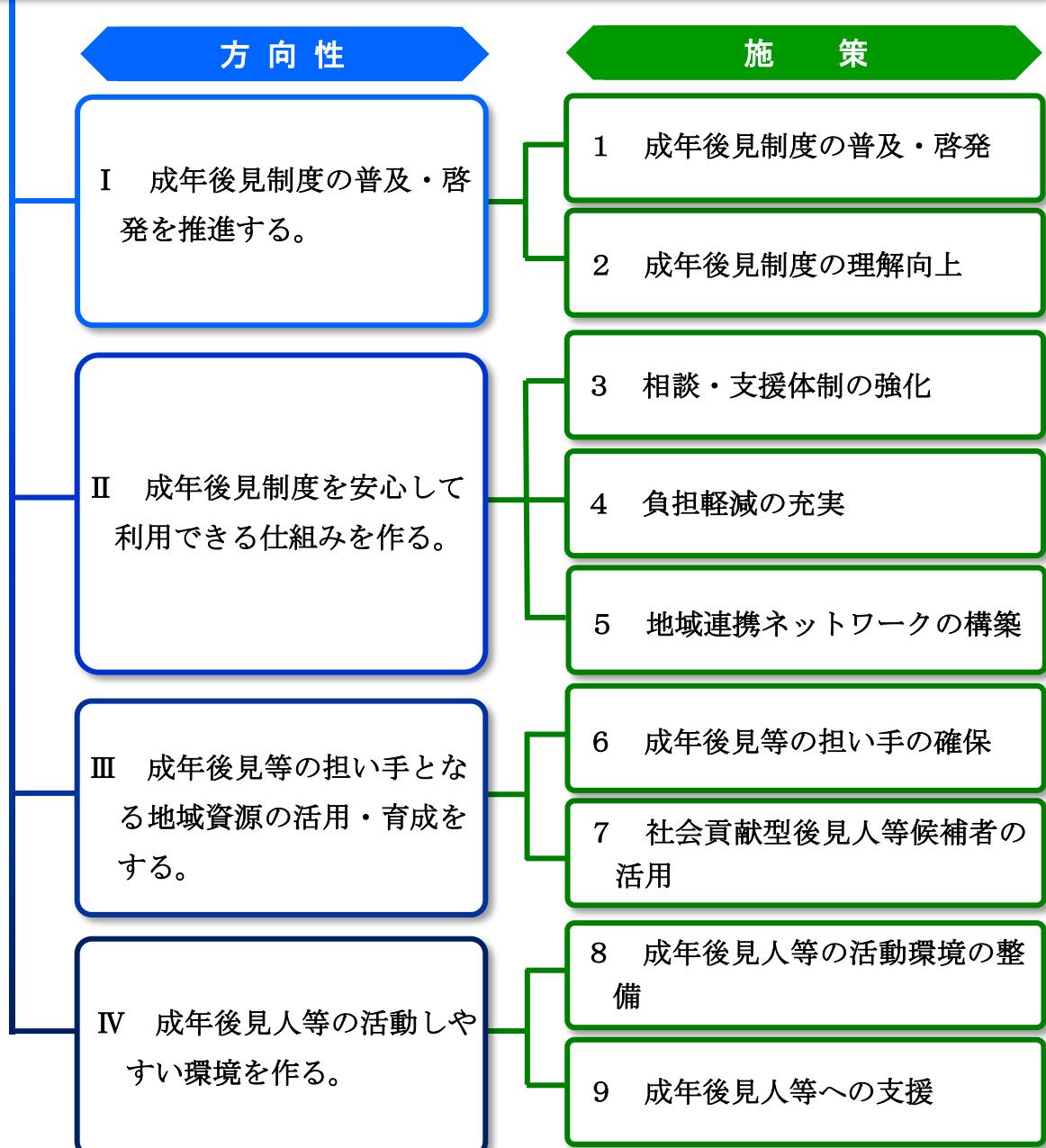
高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていくよう福祉サービスの利用契約や利用料の支払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供しています。

II 目指す姿及び施策の方向性

中央区が目指す姿と、その実現に向けて取り組むべき施策の体系は次の通りです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができます。



III 令和4年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について

方向性1 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策1 成年後見制度の普及・啓発

高齢計画

障害計画

(1) 効果的な広報活動の実施

① 成年後見制度普及・啓発リーフレットの配布

成年後見制度の概要及び中核機関の設置について区民に周知し、制度の理解促進を図るため、区関係機関にてリーフレットを配布しました。

主な配布先：福祉保健部等窓口、特別出張所、すてっぷ中央、おとしより相談センター、敬老館、シニアセンター、特別養護老人ホーム、リハポート明石、基幹相談支援センター、ポケット中央、まごころステーション、区民館、社会教育会館、図書館等



② 広報誌への掲載

区のおしらせ ちゅうおう

4/1号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）
5/21号	成年後見制度をご存じですか
6/11号	成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会
7/1号	成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業紹介
7/21号	親族後見人向け講座・交流会
8/21号	社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習・説明会
9/11号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）
10/21号	親族後見人向け講座・交流会
12/11号	基礎講習・聴講生募集（後見制度の基本理念と概要）
1/21号	親族後見人向け講座・交流会

中央区社協だより「かけはし中央」

6月号	成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会
9月号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）、社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習の説明会参加者募集
11月号	親族後見人向け講座・交流会
1月号	親族後見人向け講座・交流会

③ 区内掲示板へのポスター掲示

「成年後見支援制度講演会・成年後見制度無料個別相談会」及び「『社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習』の説明会参加者募集」のポスターを区内掲示板に掲示し、区内に広く周知しました。

掲示先：区内掲示板 380 箇所

掲示期間：令和4年6月15日から6月30日まで及び令和4年8月15日から8月31日まで

④ 「すべて中央」パンフレット・ちらし等の配布

事業の説明及び周知のため、新規利用希望者や出前講座の参加者等にパンフレットを配布しました。また、制度の普及・啓発、講座等の開催について周知を図るために、区内関係機関等へちらしや「すべて中央通信」を配布しました。

「すべて中央通信」：年2回発行

パンフレット配布先：福祉保健部等窓口、おとしより相談センター、障害者就労支援センター、民生委員、介護支援専門員、障害者福祉団体、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会等

ちらし等配布先：福祉保健部等窓口、特別出張所、おとしより相談センター、敬老館、シニアセンター、高齢者施設、障害者施設、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、基幹相談支援センター、社会教育会館、図書館、消費生活センター、産業会館、シルバー人材センター、医療機関、公証役場、金融機関、町会・自治会等



▲集合ポスター

▲パンフレット

▲ちらし

▲「すてっぷ通信」No.3（6月発行）

▲すてっぷ通信 No.4 (12月発行)

⑤ 区、社会福祉協議会ホームページ・SNSの更新

区及び社会福祉協議会のホームページに、制度の概要や利用方法、講座・講演会の開催等の情報を掲載しました。また、講座・講演会などの様子をSNS（社会福祉協議会のフェイスブック）を通して、区民に向けて発信しました。

⑥ イベントにおける周知

区内で実施されている様々なイベントにおいてちらしを配布し、制度の周知を行いました。

主なイベント：健康福祉まつり、ブーケ祭り、築地警察詐欺被害防止キャンペーン、安心シニア
ライフエンディングフェア

(2) 地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施

R4年度 充実

① 成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会

成年後見制度について幅広く周知し、理解を深めるため講演会を開催しました。また、講演会と同日に相談会を開催し、成年後見制度の申立手続きや利用方法、遺言や相続等について司法書士が相談に応じました。

成年後見支援センター講演会	
開催日	令和4年7月9日（土）
場所	区役所8階大会議室
テーマ	「あなたらしい老後を過ごすために～自分で決める自分の未来　相続・遺言と任意後見制度」
講師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 稲岡 秀之 氏
参加人数	61人
主な感想	<ul style="list-style-type: none">成年後見人の話は具体例が豊富で特に参考になった。成年後見人の大変さが伝わった。任意後見についてわかりやすく説明してもらい、自分の将来を考えさせられた。



成年後見制度無料個別相談会	
開催日	令和4年7月9日（土）
場所	区役所8階会議室
相談員	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属の司法書士
参加人数	12組
主な相談内容	・成年後見制度の利用方法、相続、遺言の手続き、遺言書の書き方、生前贈与等について

② 出張ミニ相談会

「すてっぷ中央」の職員が各地域に出向いて、成年後見制度に関する様々な相談に応じるとともに、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を契機として、東京公証人会や東京行政書士会と協力し、任意後見や遺言等に関する相談にも応じました。

	京城地域	日本橋地域	月島地域
開催日	令和5年3月9日（木）	令和4年8月2日（火）	令和4年11月25日（金）
場所	区役所8階会議室	はまるーむ	勝どきデイルーム・勝どき区民館
参加人数	2組（2人）	1組（1人）	6組（8人）
協力団体	東京公証人会、東京行政書士会	—	東京公証人会
主な相談内容	・死後事務について ・身元保証について	・法定後見制度の概要及び申立て方法について	・任意後見契約について ・信託契約について ・遺言、相続、死後事務委任契約について

③ 成年後見申立講座

成年後見制度の利用を検討している方、または制度に関心のある方を対象に、制度の基礎から実務まで幅広く学ぶことができる講座を実施しました。

親族向け成年後見申立講座（基礎編）	
開催日	令和4年4月20日（水）
場 所	社会福祉協議会3階会議室
テーマ	制度の説明及び申立書類の作成にあたっての留意点などについて
講 師	成年後見センターリーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	4人
主な感想	・資料がわかりやすく、事例もあり大変良かった。

親族向け成年後見申立講座（応用編）	
開催日	令和4年4月27日（水）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	成年後見人の具体的な仕事内容や就任後の手続きについて
講 師	成年後見センターリーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	8人
主な感想	・現在、後見人をしており、何も知らないまま初回報告と定期報告をしたが、改めて、今回の講座を受けて理解できた。 ・今後、後見人になるかわからないが、いざという時に知っていると知らないでは大きく違うので参加できてよかったです。

親族向け成年後見申立講座（基礎編）	
開催日	令和4年10月18日（火）
場 所	京橋プラザ区民館多目的ホール
テーマ	制度の基本内容と申立の流れをつかむ
講 師	東京弁護士会所属 弁護士 安藤 博規 氏
参加人数	23人
主な感想	・今回は任意後見制度について話があると聞いて講座を受けた。今まで知らなかつた制度でとてもためになった。 ・今後の自分の人生で成年後見制度の勉強のために参加した。自分のためにやるべきことが何なのか考えるきっかけになり、とても勉強になったが、更に勉強が必要だと感じた。

親族向け成年後見申立講座（応用編）	
開催日	令和4年10月18日（火）
場 所	京橋プラザ区民館多目的ホール
テーマ	利用にあたっての具体的な実務を知る

講 師	東京弁護士会所属 弁護士 安藤 博規 氏
参加人数	28 人
主な感想	・実務に携わっている講師から、実例を交えてお話をいただけたのがとてもよかったです。



④ 成年後見制度入門講座

「社会貢献型貢献人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」（後掲の P. 19 施策 6（12）を参考）のうち、成年後見制度の基本理念と概要を学ぶ講義について、区民を対象として聴講を実施しました。

⑤ 出前講座

各団体等からの依頼に応じて、成年後見制度や権利擁護支援事業について、「すてっぷ中央」の職員が出前講座を実施しました。権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を契機として、新たに障害者福祉団体から出前講座の依頼がありました。

開催日	令和4年5月30日（月）
場 所	月島区民センター
テー マ	認知症の方の金銭管理について
対象者	認知症サポーターの会
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	12 人

開催日	令和4年6月21日（火）
場 所	福祉センター会議室
テー マ	権利擁護事業と成年後見制度の概要と活用方法について
対象者	障害者福祉団体総会・定例会出席者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	18 人

開催日	令和4年7月15日（金）
場 所	さわやかワーク中央
テーマ	権利擁護事業と成年後見制度の概要と活用方法について
対象者	さわやかワーク中央利用者とその家族
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 担当課長 鈴木 茂樹 氏
参加人数	17人

開催日	令和4年9月18日（日）
場 所	オンライン開催
テーマ	権利擁護事業と成年後見制度の概要
対象者	「認知症語りの場」参加者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	7人

開催日	令和4年10月7日（金）
場 所	いきいき勝どき
テーマ	権利擁護事業と成年後見制度の概要
対象者	敬老館利用者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	6人

開催日	令和4年11月15日（火）
場 所	福祉センター会議室
テーマ	成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業紹介
対象者	障害者福祉団体所属メンバー
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	18人

開催日	令和5年1月20日（金）
場 所	月島区民センター
テーマ	・成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業紹介 ・成年後見制度に移行した事例の紹介
対象者	月島おとしより相談センター主催「福祉講座」参加者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主事 小室 岳裕 氏
参加人数	15人

開催日	令和5年2月21日（火）
場 所	中央区役所別館9階C会議室

テーマ	成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業紹介
対象者	中央区福祉保健部生活支援課職員、中央区社会福祉協議会管理部庶務課職員
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	11 人

開催日	令和5年2月28日（火）
場 所	中央区役所8階大会議室
テーマ	成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業紹介
対象者	介護保険サービス事業者連絡協議会出席者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」主任 石井 佐由三 氏
参加人数	55 人

施策2 成年後見制度の理解向上

（3）職員等を対象とした研修の充実

① 区職員、福祉関係者向け研修

区職員、福祉関係者のスキルアップを図るために、成年後見制度や権利擁護支援事業の円滑な事務運営に必要な知識習得に向けた研修を実施しました。

また、「社会貢献型貢献人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」（後掲のP.19 施策6（12）を参照）のうち、支援者のための法律知識の講義について、福祉関係者を対象として聴講を実施しました。

福祉関係者のための成年後見制度研修（基礎編）	
開催日	令和4年6月9日（木）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	成年後見制度と権利擁護支援事業について
講 師	・成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 大谷 雅彦 氏 ・成年後見支援センター「すてっぷ中央」主任 野本 史子 氏
参加人数	14 人
主な感想	・今後、成年後見制度を利用する可能性が高いので、基本から学べて勉強になった。 ・事例でのご説明がよかったです。大変分かりやすい講義で成年後見の理解が深まった。

（4）区及び関係機関の相互理解の促進

R4年度 充実

① 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会（詳細は後掲のP.15 施策5（10）を参照）において、各相談支援機関の事業紹介や多職種による意見交換（グループ討議）を行い、関係機関の顔の見える関係づくり、相互理解の促進を図りました。

方向性2 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策3 相談・支援体制の強化

高齢計画

障害計画

① 成年後見支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障害のある方などが、地域で安心して暮らせるよう、後見人等が財産管理や身上監護を行う成年後見制度の利用を支援しました。

- 一般相談

成年後見制度に関する相談をはじめ、高齢者や障害のある方の福祉サービス利用や、その他生活全般に関する相談に応じました。

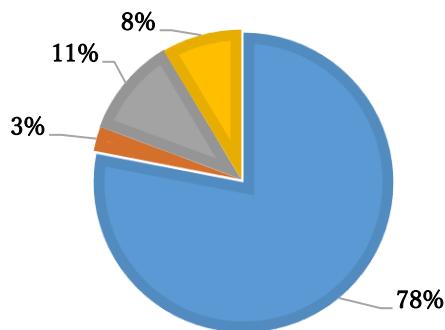
(単位:件)

対象者	成年後見制度	その他	合計
高齢者	1,449	537	1,986
知的障害者	49	4	53
精神障害者	202	134	336
その他	180	37	217
合 計	1,880	712	2,592

(令和5年3月31日現在)

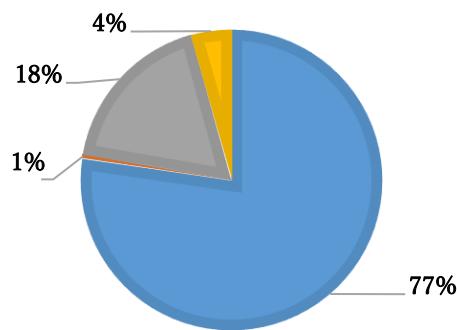
<成年後見制度>

■高齢者 ■知的障害者 ■精神障害者 ■その他



<その他>

■高齢者 ■知的障害者 ■精神障害者 ■その他



- 福祉相談

成年後見制度や遺言・相続に関する問題、高齢者や障害のある方の権利侵害に関する相談などに専門の弁護士が対応しました。

専門相談：月1回、3時間（1時間×3回）

(単位:件)

遺言・相続	成年後見	権利侵害	その他	合 計
3	8	0	2	13

(令和5年3月31日現在)

(5) 地域関係者と連携した相談体制の強化

R4年度 充実

① 地域連携ネットワークの強化

権利擁護が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会（詳細は後掲のP.15 施策5（10）を参照）を開催し、地域連携ネットワークの強化に努めました。

② 地域ケア会議への出席

状況に応じて適切なサービスや多様な支援を行うために、支援者や関係機関が集まり、個別ケースについて検討する地域ケア会議に出席しました。

地域ケア会議出席件数：17件（令和5年3月31日現在）

(6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与

① 司法・福祉専門職の助言

本人の意思を尊重しながら適切な制度利用ができるよう、本人の支援方針を検討し、必要に応じて司法・福祉専門職からの助言を得ることができる場として権利擁護支援推進協議会を運営しました。

(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な制度利用の促進

① 権利擁護支援事業から成年後見制度への移行支援

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業の利用者のうち、成年後見制度の利用がより望ましい方に対しては、制度の概要や手続きに関する情報提供を行うとともに、登録生活支援員と連携して、本人の意思を尊重した制度利用につなげました。

権利擁護支援事業から成年後見制度への移行件数：5件（令和5年3月31日現在）

＜参考＞ 権利擁護支援事業：高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていくよう、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、金銭管理などを社会福祉協議会において実施しました。

相談件数	515件	財産管理サービス契約者数	16人
財産保全サービス契約者数	3人	福祉サービス利用援助事業契約者数	33人

（令和5年3月31日現在）

(8) 迅速かつ適切な区長申立ての実施

① 区長申立ての検討への司法専門職の参加

権利擁護支援推進協議会を設置し、区長申立ての検討にあたり、困難事例など必要に応じて司法等専門職からの助言が受けられる体制を確保しています。

② 区長申立ての実施

本人の自己決定権を尊重し、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう検討の上、区長申立てを実施しました。

申立て件数：3件（高齢者：3件）（令和5年3月31日現在）

施策4 負担軽減の充実

障害計画

（9）申立てに係る手続の支援及び費用・報酬助成の充実

① 申立てに係る費用・報酬助成

誰もが成年後見制度を利用できるよう、低所得者を対象として区長申立てに係る報酬助成を行いました。また、親族申立て等の申立て費用・申立て書類作成費用・報酬助成を社会福祉協議会において実施しました。

申立て費用助成	親族申立て等：2件（高齢者：1件、障害者：1件）
申立て書類作成費用助成	親族申立て等：1件（障害者：1件）
報酬助成	区長申立て：2件（障害者：2件） 親族申立て等：7件（高齢者：5件、障害者：2件）

（令和5年3月31日現在）

② 申立てに係る手続の支援

成年後見制度の申立てが必要な方に対し、適切な後見人等候補者や申立書類作成者の紹介、書類作成や本人の面会立会いなどの申立て手続き支援を行いました。

候補者等紹介件数	38件（法定後見候補者：20件、任意後見候補者：2件、申立書類作成者：16件）
申立て手続き支援件数	9件（申立書類作成：5件、本人面会立会い：4件）

（令和5年3月31日現在）

施策5 地域連携ネットワークの構築

高齢計画

障害計画

（10）協議会の設置・運営

R4年度 充実

① 権利擁護支援推進協議会の運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、司法・福祉専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めるため、権利擁護支援協議会を運営しました。

第1回 権利擁護支援推進協議会	
開催日	令和4年6月17日（金）
場 所	中央区社会福祉協議会3階大会議室

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について ・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催について ・権利擁護支援に関する事例検討について
出席者	17名
主な意見	<p>議題「権利擁護支援に関する事例検討について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者への支援について、代筆・代行による支援、財産管理契約や任意代理契約を結ぶ方法等がある。また、判断能力に疑問がある場合は、補助・保佐の申立てを検討しつつ、よく本人と話し合い利便性を強調する、本人同意が必要なため、何か進める際は複数で意向を確認する必要がある等の助言があった。 ・精神障害者への支援について、支援者が手を貸すばかりでなく、本人が自ら現状を把握することが必要であること、支援者だけでなく本人が心を許している人に介入してもらう方法、見守りながら対応していく方法等の助言があった。

第2回 権利擁護支援推進協議会	
開催日	令和4年10月25日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会3階大会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について
出席者	14名
主な意見	<p>議題「成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある被後見人への支援について、本人の状態が重度化しているため、障害年金の程度変更（年金の増額）を検討してもよいと助言があった。

第3回 権利擁護支援推進協議会	
開催日	令和5年3月1日（水）
場 所	中央区社会福祉協議会3階大会議室
内 容	成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について
出席者	15名
主な意見	<p>議題「成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人が本人の火葬費用を負担したままになっている場合に、どのような対応ができるのか。

委員名簿についてはP.30を参照

② 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

権利擁護が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催し、各相談支援機関の事業紹介や様々な多職種による意見交換（グループ討議）を行うなど、地域連携ネットワークの強化に努めました。

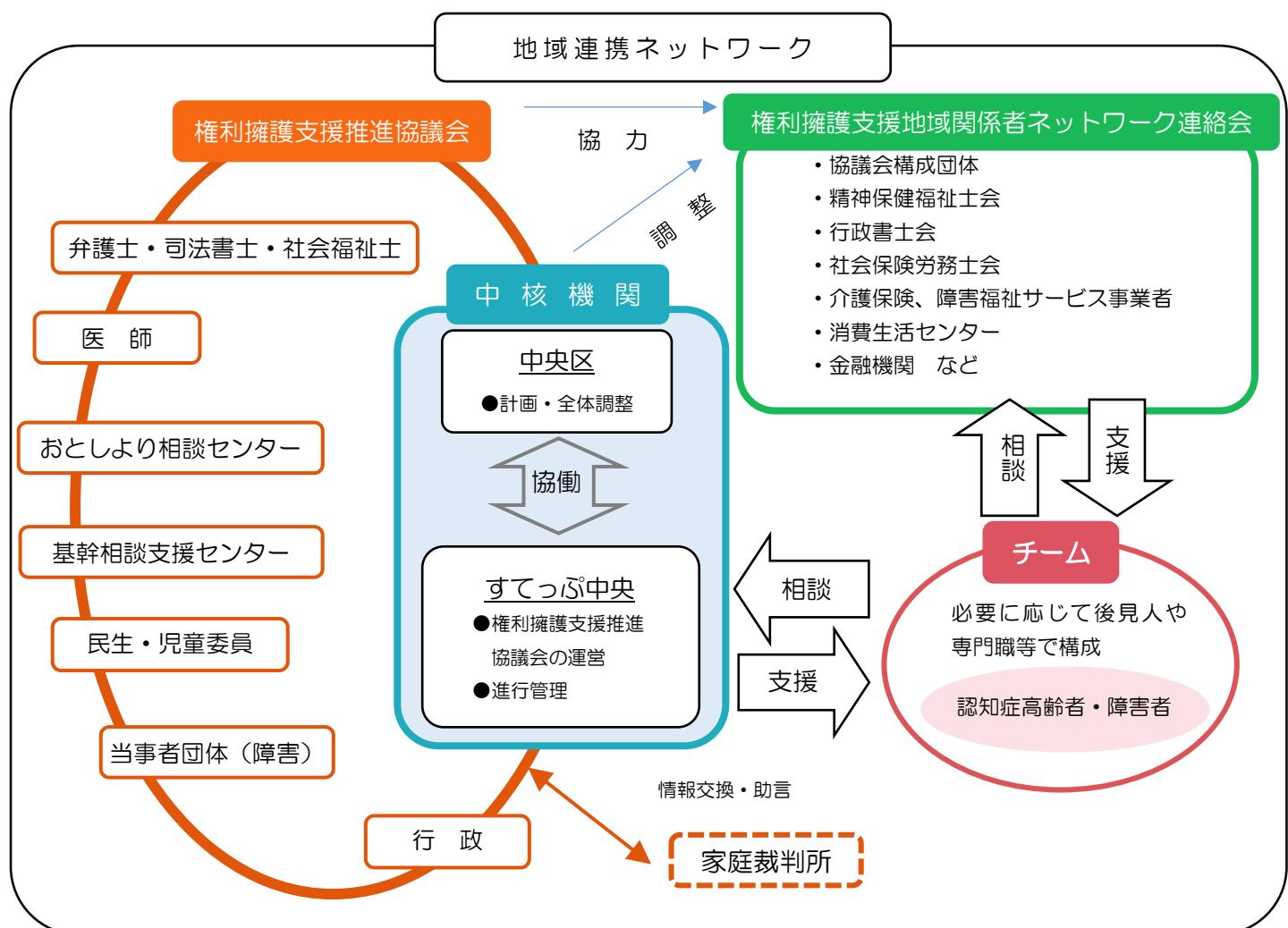
第1回権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会	
開催日	令和4年7月4日（月）
場 所	中央区役所8階大会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会について ・成年後見支援センター事業紹介について ・地域における公証役場の役割について ・権利擁護の必要な人の発見、支援に関する情報交換（グループ討議）
参加人数	25団体 34名
参加団体	弁護士会、リーガルサポート東京、ぱあとなあ東京、社労士会、税理士会、行政書士会、法人後見実施団体（FPIC家庭問題情報センター、民事法務協会）、医師会、民生・児童委員、金融機関（昭和信用金庫）、公証人会、福祉関係者（ケアマネジャー等）、当事者団体、区福祉関係所管課、おとしより相談センター、基幹相談支援センター等
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・普段あまり話をする機会のない職種の方と情報交換ができる、とてもいい経験ができた。 ・名刺交換できたので、今後の支援について相談等ができると期待する。 ・各事業者が支援を必要としている方を発見した場合に成年後見制度につなげる意識が低い。構成員自体への啓蒙が必要である。 ・権利擁護が必要な方への支援において、この連絡会はお互いに協力して支援を実現できる方々が集まられており大変重要だと思う。 ・成年後見制度についての理解を深めるとともに、グループワークにおいて、様々な立場の方の声を伺い、自らの役割についても考えさせられた。

第2回権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会	
開催日	令和5年1月16日（月）
場 所	中央区役所8階大会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター事業紹介について ・基幹相談支援センター事業紹介について ・支援困難事例の検討について（グループ討議）
参加人数	25団体 37名
参加団体	弁護士会、リーガルサポート東京、ぱあとなあ東京、社労士会、税理士会、行政書士会、法人後見実施団体（FPIC家庭問題情報センター、民事法務協会）、医師会、民生・児童委員、金融機関（昭和信用金庫）、公証人会、福祉関係者（ケアマネジャー等）、当事者団体、区福祉関係所管課、おとしより相談センター、基幹相談支援センター、消費生活センター等
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関に専門分野があり、それを正確に把握することでチーム作りが可能になる。各関係機関の専門分野を正確に把握する段階にある。 ・グループ検討はとても具体的に事案を把握でき、直接的な対応をイメージすることができた。

	・他職種とのグループワークでそれぞれの見方、考え方、問題の捉え方が違ってとても参考になった。自身のネットワークの広がりにも繋がった。
--	--



<参考>地域連携ネットワーク：従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携により、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組み。



(11) 中核機関の運営

① 中核機関の運営

成年後見制度の利用促進、成年後見人等への支援、権利擁護支援推進協議会の運営等を行うため、区及び社会福祉協議会が協働して国基本計画に基づく中核機関を運営しました。

方向性3 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策6 成年後見等の担い手の確保 高齢計画

(12) 社会貢献型後見人候補者の養成・支援

① 社会貢献型後見人候補者の養成

地域における成年後見制度の担い手を確保するため、港区との合同実施により社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習を実施しました。

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習説明会（第1・2・3回）	
開催日	①令和4年9月29日（木）②令和4年9月30日（金）③令和4年10月3日（月）
場 所	①月島社会教育会館講習室 ②中央区社会福祉協議会3階会議室 ③日本橋公会堂2階第3、第4洋室
テー マ	成年後見制度の概要、成年後見人の役割、活動にあたっての注意点、基礎講習受講から受任までの流れ、中央区での社会貢献型後見人等の活動状況等
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	① 7人 ②3人 ③4人

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習	
日 時	令和5年1月6日（金）、1月10日（火）、1月18日（水）、1月24日（火）、2月3日（金）
場 所	港区麻布地区総合支所 ※1月10日のみ麻布区民協働スペース
内 容	<ul style="list-style-type: none">・オリエンテーション・プログラム1 講習概要・プログラム2 成年後見制度の基本理念と概要 ※・プログラム3 被後見人等への支援の基本的な視点・プログラム4 申立て手続きと書類作成・プログラム5 対象者の理解①・プログラム6 対象者の理解②・プログラム7 支援のための法律知識 ※

	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム 8 対象者の理解③ ・プログラム 9 消費生活相談の実態とその対応 ・プログラム 10 社会貢献型後見人の活動報告 ・プログラム 11 本人を支える福祉サービスと社会資源 ・プログラム 12 後見人からの実践レポート ・プログラム 13 演習：いろいろな場面を通じて成年後見人としての対応を考える ・プログラム 14 振り返り
--	--

※プログラム2は一般区民を対象として、プログラム7は福祉関係者を対象として聴講を実施しました。

<参考>後見活動メンバー

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習を修了した方で、社会貢献型後見人や地域福祉権利擁護事業の生活支援員などの活動を行っています。

養成基礎講習修了者累計	40人（都及び東社協実施の講習修了者を含む）
後見活動メンバー登録者	27人
社会貢献型後見人等受任実績累計	13件（後見8件 保佐4件 補助1件）
社会貢献型後見人等受任中件数	3件

(令和5年3月31日現在)

② 社会貢献型後見人候補者の支援

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習修了後、おおむね6か月以上経過した後見活動メンバーのフォローアップを目的として、「後見活動メンバーフォローアップ研修」を開催しました。また、中央区と港区で合同フォローアップ研修＆情報交換会を開催し、社会貢献型後見人候補者同士で交流する機会を確保しました。

中央区・港区合同フォローアップ研修＆情報交換会	
開催日	令和4年10月6日（木）
場 所	月島社会教育会館
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・大人の発達障害について ・情報交換、質疑応答等
講 師	東京都発達障害者支援センターTOSCA 柏木 理江 氏
参加人数	13人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害について体系的に理解できた。具体的な症状や対応方法も分かり、今後の活動に活かせそうだと思った。 ・話が具体的でわかりやすく、色々考えさせられた。職場での配慮の仕方、余裕を持って接することは簡単なことではないと思った。

後見活動メンバーフォローアップ研修	
開催日	令和5年3月20日（月）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期成年後見制度利用促進基本計画における国の動向、社会貢献型後見人に期待されている役割について ・専門職後見人から社会貢献型後見人に移行した事例や複数後見人の事例をもとに専門職との連携や移行の流れについて学ぶ
講 師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 安井 正登 氏
参加人数	18人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、専門職後見人から社会貢献型後見人へのリレーが増えていくと、社会貢献型後見人が身近な存在になり、活躍の場が広がると思う。 ・意思決定支援、地域共生社会という理念が着実に少しづつ実現されてきていると感じた。よりよい社会になっていきそうで安心した。 ・実情に応じて後見人の交代が行われていることがわかり、国第一期計画からの課題などが検討されていることを理解した。

③ 成年後見等監督人業務

社会貢献型後見人の保佐監督人を受任し、社会貢献型後見人への支援、監督を行いました。

受任件数：3件（令和5年3月31日現在）

（13）社会貢献型後見人の受任の促進

① 社会貢献型後見人等候補者の推薦

権利擁護支援推進協議会で協議の上、社会貢献型後見人等の選任が適切と判断されたケースについて、新たに2名を社会貢献型後見人等候補者として推薦しました。（令和5年3月31日現在）

また、専門職団体から複数後見の提案がありましたが、社会貢献型後見人の受任要件に該当せず、推薦には至りませんでした。

（14）法人後見の実施の検討

R4年度 新規

① 法人後見のニーズ調査の実施

中央区障害者（児）実態調査において、法人後見の利用意向について調査を実施しました。

	既に利用している	今後利用したい	利用したいとは思わない	わからない
身体障害 難病患者	0.1%	8.1%	32.3%	55.4%
知的障害	1.2%	16.0%	14.8%	65.4%
精神障害	0.6%	10.0%	19.3%	67.8%

② 法人後見実施団体との連携

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会等を通じて、法人後見実施団体（区外）との連携を強化するとともに、「すてっぷ中央」から法人後見実施団体を紹介し、選任されたケースについて、当該団体と連携して支援方針の検討などを行いました。

施策 7 社会貢献型後見人等候補者の活用

(15) 社会貢献型後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保

① 登録生活支援員としての活用

社会貢献型後見人候補者として受任を待つ期間に、権利擁護支援事業の登録生活支援員として活用し、知識・技術の向上を図るとともに、モチベーションの維持に努めました。

② 社会貢献型後見人基礎講習、フォローアップ研修・情報交換会での講師等への活用

社会貢献型後見人等として受任経験のある方を、社会貢献型後見人基礎講習の講師等として活用するとともに、候補者のモチベーションの向上を図りました。

（※社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習については（前掲の P. 19 施策 6 （12）を参照）

方向性 4 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

施策 8 成年後見人等の活動環境の整備

(16) 協議会及びチームの継続的な連携の強化

① 協議会による支援者への専門的助言

権利擁護支援推進協議会において、必要に応じて事例検討による専門的助言を行い、支援者間で共有するとともに、本人への適切な支援へつなぎました。

(17) 成年後見人等選任後の状況把握の仕組みづくり

① アンケートによる後見人等選任後の状況把握

成年後見制度の申立てを検討している親族向けにアンケートを配布し、親族後見人等の状況把握に努めました。

アンケート配布数：5件 アンケート回答数：1件（令和5年3月31日現在）

② 親族後見人向け講座・交流会、成年後見申立講座の開催

親族後見人等を対象に講座や交流会を開催し、定期報告書の作成支援など親族後見人の不安を解消するとともに、親族後見人等の状況把握に努めました。

(成年後見申立講座については、前掲 P. 7 施策 1 (2) を参照)

(親族後見人向け講座・交流会については、後掲の P. 23 施策 9 (19) を参照)

施策 9 成年後見人等への支援

(18) 成年後見人等の相談窓口の明確化

① 成年後見人等の相談窓口の明確化

区及び社会福祉協議会のホームページにおいて、成年後見制度に関する相談窓口として「すべて中央」の周知を行いました。

② 成年後見人等の相談窓口の一元化に向けた検討

成年後見人等が区役所で行う送付先変更手続きに係る窓口の一元化に向けて、庁内での連携体制や個人情報保護等の課題について検討を行います。

(19) 親族後見人等への支援の充実

① 親族後見人向け講座・交流会の開催

親族後見人等が一人で悩みを抱え込まないように、親族後見人等向け講座・交流会を開催しました。

親族後見人向け講座・交流会	
開催日	令和4年8月17日（水）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テー マ	尊厳のある本人らしい生活を継続するために
講 師	成年後見センターリーガルサポート東京支部 所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	9人
主な感想	<ul style="list-style-type: none">・親族後見の方の話を聞いてとても参考になった。親のことで私と同じように少しづつ考え始めている方がいることがわかり心強かった。・第二期成年後見制度利用促進基本計画の話を聴いて、今後、成年後見制度の改善について検討されていることに希望が持てた。・コロナ禍の後見・支援・つながりの難しさを痛感した。

親族後見人向け講座・交流会	
開催日	令和4年12月3日（土）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支える意思決定支援 ・日頃の活動や疑問点に関する情報交換など
講 師	東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京所属 社会福祉士 鳥居 理英子 氏
参加人数	8人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人の知識について一通りおさらいができた。 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画の情報で最新の動向がわかった。 ・具体的な事例が分かりやすかった。

親族後見人向け講習・交流会	
開催日	令和5年2月16日（木）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	～弁護士に聞く、すぐに活かせる後見実務のポイント～
講 師	第一東京弁護士会所属 弁護士 安部 明 氏
参加人数	9人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人受任に向けて、申立ての時期がはつきりして安心しました。 ・家庭裁判所の考え方方が分かつてよかったです。 ・受任直後は混乱することもあるが、相談先があることがわかりとても安心した。

IV 中央区成年後見制度利用促進審議会の点検・評価

1 総合評価

令和4年度の成年後見制度の利用促進に関する施策、取組の進捗状況はおむね順調に進んでいる。

以下、主な取組項目ごとに評価と今後の方向性を示す。

【成年後見制度の普及・啓発】

知的障害の方でも成年後見制度を理解できるように、講座の内容や説明方法を工夫した上で講座を行う必要がある。

【地域連携ネットワークの構築】

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を通じて、関係機関同士の顔の見える関係づくりを継続して行ったことで地域連携ネットワークの強化が進んだが、今後とも継続していくとともに、それぞれの相談支援機関が自発的に協力する体制づくりなどの課題の解決に向けて検討していく必要がある。

また、医療機関との連携は難しいところではあるが、おとしより相談センターと地域のクリニックの医師等が少しずつ顔の見える関係を形成していくなど、専門職同士のつながりが生まれることが地域で成年後見制度の利用促進が進むための第一歩となる。

2 主な意見

- ・令和4年度は講座や講演会の内容や開催回数などが充実しており、講座や講演会が充実していくことが成年後見制度の利用促進につながっていく。
- ・知的障害の方は成年後見制度について、文字だけ見て、とても難しい内容だと受け止める方が多いので、平仮名でわかりやすく説明してくれる講座があれば、もう少し気軽に参加できる。
- ・精神障害の方を支援することが多い精神保健福祉士会にも権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会に参加してもらった方がいい。
- ・成年後見制度の利用については、開始すると途中でやめることができず、報酬の問題もあることから、本制度に限らずどのように支援していくかを考える必要がある。

V 資料編

1 中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者（以下「認知症高齢者等」という。）が住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により当該認知症高齢者等の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、中央区（以下「区」という。）が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 区長は、認知症高齢者等の意思を最大限尊重し、成年後見制度の利用が本人の権利の行使並びに権利の保護及び実現のためとなるよう、公正かつ適切に事業を行わなければならない。

(事業の内容)

第3条 区長は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 権利擁護及び成年後見制度に関する相談対応
- (2) 成年後見制度及びその利用促進に係る普及・啓発
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の候補者の推薦その他の成年後見制度の利用に関する支援
- (4) 社会貢献型後見人、社会貢献型保佐人及び社会貢献型補助人（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の養成及び活用
- (5) 成年後見人等に対する支援
- (6) 地域連携ネットワークの構築及び強化
- (7) 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱（令和3年3月25日2中福管第1275号）
第1条に規定する中央区権利擁護支援推進協議会の設置及び運営
- (8) 社会福祉法人中央区社会福祉協議会が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業に対する助成
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(業務委託)

第4条 区長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等に委託して実施することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に係る施策の適切な運用、進捗状況の点検及び評価等を行うため、中央区成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する13人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 法曹等関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでな

い。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿

◎委員長 ○副委員長 令和5年3月31日現在

区分	氏名	所属団体
学識経験者	◎ 宮崎 牧子	大正大学社会共生学部教授
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士（専門相談担当）	○ 相原 佳子	野田記念法律事務所
弁護士	安藤 博規	東京弁護士会
司法書士	安井 正登	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	東 早苗	東京社会福祉士会
福祉関係団体等 (5名)	前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	小笠原 宣夫	中央区民生・児童委員協議会
	保田 奈奈	日本橋おとしより相談センター
	島田 有三	基幹相談支援センター
	井上 一雄	中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長
区職員 (2名)	田中 智彦	福祉保健部長
	北澤 千恵子	高齢者施策推進室長

(敬称略：順不同)

4 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」という。）の権利擁護に資するため、法律及び福祉の専門職団体、関係機関等（以下「専門職団体等」という。）による連携の強化、専門職団体等が自発的に協力する体制づくりの推進等を行う機関として、中央区権利擁護支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症高齢者等の権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容の検討に関すること。
- (2) 専門職後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人に選任された弁護士、司法書士、社会福祉士等をいう。）及び社会貢献型後見人等（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の推薦に関すること。
- (3) 認知症高齢者等の権利擁護に係る必要な支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症高齢者等の権利擁護に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 法曹等関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 協議会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿

◎委員長、○副委員 令和5年3月31日現在

区分	氏名	所属団体
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士	○ 相原 佳子	野田記念法律事務所
司法書士	鈴木 譲	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	東 早苗	東京社会福祉士会
福祉関係団体等	◎ 前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	小笠原 宣夫	中央区民生・児童委員協議会
	當山 貴子	月島おとしより相談センター
	島田 有三	基幹相談支援センター
行政	植木 清美	福祉保健部管理課長

(敬称略：順不同)